

9月1日～10月31日は

「動物の飼い方マナーアップ強化期間」

9月20日～26日は

「動物愛護週間」です

気づかないうちに近所に迷惑をかけていませんか。

最近、夜間に犬を放すことにより近隣住民の敷地にフンをしているなどという苦情が寄せられています。

ペットを飼うときは、周りへ配慮することがとても大切です。

みんなが動物好きとは限りません。マナーを守って飼いましょう。

○犬の飼い主の方へ

・散歩中は、必ずリード等につなぎ、フンをしたら袋などに入れて持ち帰りましょう。

・飼養施設を常に清潔にして、周辺に迷惑をかけないようにしましょう。

・生後91日以上の犬は、「登録」と毎年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。

・死亡したとき、または飼主や住所が変わったときは、届出が必要です。

・迷い犬を防ぐためにも、首輪に鑑札、狂犬病予防注射済票を付けましょう。

○猫の飼い主の方へ

・他人の家にフンや尿をしたり、車に上がってキズをつけたりしていませんか。猫の健康や安全のためにも、できるだけ屋内で飼いましょう。

・繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。

・迷い猫を防ぐためにも、名札を付けましょう。

野良猫へのエサやりについて

無秩序な野良猫へのエサやり行為は、飼い主のいない猫を増やすだけではなく、ノミの発生や悪臭等環境を悪化させることにつながります。一時的な感情で野良猫にエサを与えることは絶対にやめてください。

なぜ？ げすいどう

なに 下水道

皆さんこんにちは。久しぶりの「なぜなに？げすいどう」です。

皆さんは10月1日が浄化槽の日ということを知っていますか？これは浄化槽法が施行された日にちなんでいるのです。

さて、そんな「浄化槽」について、ご紹介します。

そもそも浄化槽ってなに？という疑問からお答えしたいと思います。浄化槽とは、家から出た生活排水（お風呂、トイレ、台所）を微生物の力を使ってきれいな水にするための装置です。微生物が死んでしまうと排水が処理されず、悪臭など近隣環境へ悪影響を及ぼすおそれがありますので、定期的な点検・清掃が必要となります。

また、浄化槽設置者には、年1回の法定検査が義務付けられておりますが、この検査は、維持管理者が適切な管理を行っているか、第三者機関が確認するもので、大変重要な検査です。必ず受検するようにしてくださいね。

本町では、合併浄化槽の設置を推奨しており、昨年度から国の補助金に加え、町独自に補助金の嵩上げを行っています。補助金を受け取るための要件は次のとおりです。

① 下水道の事業計画区域外や農業・漁業集落排水区域外に合併浄化槽を設置する方

② 既存の住宅で汲み取り便所から水洗便所への変更、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や新築住宅が対象となります。（ただし、専用住宅の10人槽までの合併浄化槽が対象です。）

③ 税金等を滞納していない方や本町に移住される方 などがありません。

合併浄化槽の設置をお考えの方、単独浄化槽からの合併浄化槽への変更をお考えの方は、お気軽に下水道課にご相談ください。

なお、浄化槽について、疑問や質問がございましたら、柳井健康福祉センターまたは（社）山口県浄化槽協会柳井支部にお問い合わせください。

■問い合わせ

●合併浄化槽の設置などのご相談は……
下水道課 下水道班
☎0820（79）1014

●浄化槽の疑問や質問は……

柳井健康福祉センター
☎0820（22）3631
（社）山口県浄化槽協会柳井支部
☎0820（22）4665